

景観法

景観法は、都市・農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や、国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めた法律として、平成16年に交付、施行されました。

法では、良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましいとされており、政令市、中核市及び都道府県との協議を経たその他の市町村が景観行政団体となり、景観行政（景観計画の策定、景観計画区域内の一定の行為の規制等の事務）を行っていきます。令和2年3月末をもって県内全ての市町村が景観行政団体になりました。

【県内の取り組み状況】

令和2年3月31日現在

自治体名	景観行政団体となった日	景観計画策定（公示）年月／区域
大分市	平成16年12月	平成19年3月／市内全域
別府市	平成17年4月	平成20年3月／市内全域
由布市	平成17年9月	平成20年10月／湯の坪街道周辺地区、平成25年12月／由布院盆地
臼杵市	平成18年3月	平成23年5月／市内全域
宇佐市	平成18年4月	平成25年1月／市内全域
杵築市	平成18年7月	平成25年3月／市内全域
中津市	平成18年7月	平成22年3月／市内全域
日田市	平成19年4月	平成23年6月／市内全域
豊後高田市	平成19年5月	平成22年1月／田染荘小崎
国東市	平成20年5月	平成31年3月／市内全域
竹田市	平成23年2月	平成28年3月／市内全域
姫島村	平成27年1月	令和2年3月／村内全域
豊後大野市	平成28年3月	令和元年8月／市内全域
佐伯市	平成29年3月	令和2年3月／市内全域
津久見市	平成30年3月	—
九重町	平成31年2月	—
日出町	令和元年12月	—
玖珠町	令和2年3月	—



■ 大分県景観計画の策定

● 計画策定の背景

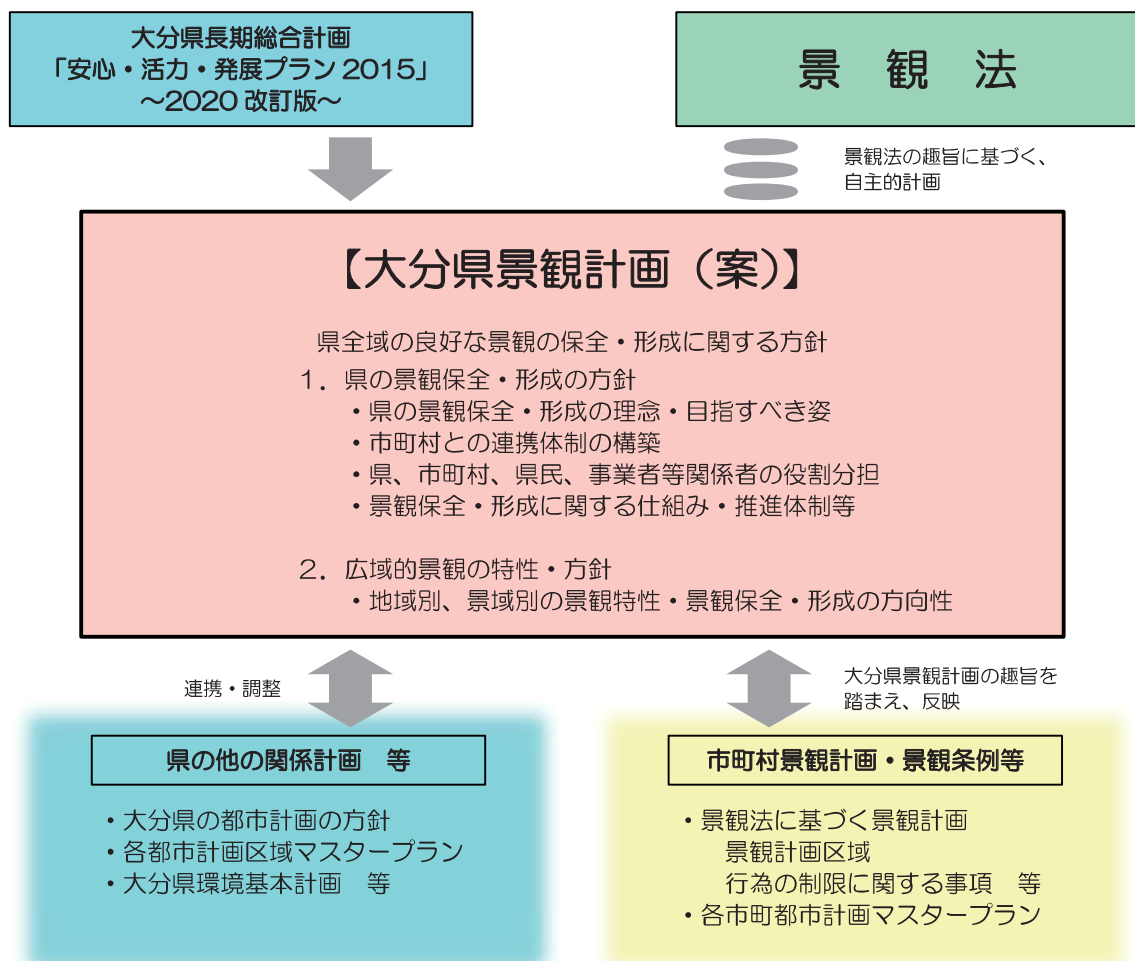
本県は、くじゅう高原を初めとする雄大な自然景観、日田市豆田地区等の歴史的景観、豊後高田市田染荘の農村景観など、それぞれの地域で特色のある景観に恵まれています。このようにすぐれた景観を保全・形成するために、県ではこれまで3つの方針で景観行政を進めてきました。

- 1 地域に身近な基礎自治体である市町村が景観行政の中心を担う
- 2 市町村単独では対応できない景観保全是、県が積極的に担う
- 3 景観資源を活かしたブランド化の推進

しかし昨今では、再生可能エネルギー施設に代表されるような大規模施設が市町村をまたいで設置され、市町村単独ではこのような事業への対応が困難であることから、地域の景観の維持が危惧されています。地域の個性を伸ばし、多様な景観形成を図ることを目途に定められた市町村の景観計画ですが、一方で景観行政の考え方や基準（景観形成基準）が異なり、大規模施設の計画に対して一体的な対応が困難であるため、広域的な調整が求められています。

また、人口減少や高齢化の進展に伴い地域活動を支える担い手が不足し、耕作放棄地や空き家の増加によって農山漁村等の景観が荒廃している地域があります。これまで、地域の景観の多くは個人の生活の営みのなかで支えられてきましたが、これからは県民のみならず、事業者や行政が一体となって景観を取り巻く課題に取り組み、景観の保全や形成を図る必要があります。

このように近年、本県の景観を取り巻く状況が変化するなか、県では景観を県民の共通財産として再認識し、市町村をまたぐ景観の適切な保全・形成を図るとともに、広域的な視点を持った景観形成の推進と新たな地域の景観の価値創出のため、大分県景観計画を策定します。



■ 屋外広告物の規制

● 大分県屋外広告物条例

この条例は、屋外広告物の表示等を禁止又は制限することにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的としています。

主な内容は、禁止地域等及び禁止物件の指定、広告物を表示する者の管理義務及び除却義務の規定、屋外広告業登録制度の規定です。

● 屋外広告物規制概況

● 禁止地域等

第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、文化財保護法により指定された建造物及びその敷地並びに地域、市民農園、保安林、道路及び鉄道等で知事が指定する区間、道路及び鉄道等から展望することができる地域で知事が指定する地域、都市公園、河川・湖沼・高原・港湾・空港等及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域、公共の建造物及びその敷地、古墳・墓地及び火葬場、等

● 禁止物件

- ・ 橋、トンネル、高架構造、植樹帯及び分離帯、石垣、擁壁の類、街路樹、路傍樹、保存樹及びその支柱、信号機、道路標識、防護柵、駒止めの類及び里程標の類、電柱、街灯柱その他電柱の類で知事が指定するもの、消火栓、火災報知機及び火の見やぐら、郵便ポスト、電話ボックス、送電塔、変電塔、送受信塔及び照明塔、煙突、タンク類、銅像、神仏像、記念碑の類
- ・ 景観重要建造物及び景観重要樹木
- ・ 電柱、街灯柱その他電柱類（知事指定のものを除く）
- ・ 道路の路面

● 許可地域

- ・ 県内全域（禁止地域等、禁止物件を除く）

● 認可手順

許可申請の受付は、広告物を表示しようとする場所を管轄する県下各土木事務所において行っています。（場合により、許可申請の手続きがいないことがありますので、土木事務所にお問い合わせください。）なお、大分市内に表示する場合は大分市役所において受け付けています。

また、以下の市・村については、屋外広告物の規制に関する権限の一部を移譲しており、土木事務所では受付できません。許可申請等の手続きやお問い合わせについては、当該市・村へお願いします。

（権限を移譲している自治体）日田市、津久見市、竹田市、豊後高田市、由布市、姫島村

● 申請時に提出する書類等

- ・ 屋外広告物許可申請書
- ・ 委任状（代理人による申請のとき）
- ・ 土地利用承諾書の写し（他人の土地を利用するとき）
- ・ 該当広告物の材料及び構造に関する仕様書、設計図等
- ・ 表示又は設置場所付近の見取図
- ・ 広告物のデザイン、色彩、表示の寸法、面積等を示した書面
- ・ 照明や音響の概要を記載した書面（照明や音響を伴うもの）
- ・ 建築物との関係を表示した書面（建築物を利用するもの）
- ・ 表示又は設置場所から道路鉄道等までの距離を表示した書面（道路鉄道等からの展望を目的とするもの）

● 許可申請手数料

- ・ 広告物の形状、寸法、種別により算出した金額に応じ、大分県証紙にて納付

■大分県屋外広告物規制区分図



平成28年3月31日現在

※大分市については、「大分市屋外広告物条例」により規制されています。